

●香川県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年7月27日から同年8月17日まで一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市上福岡町字下代713番1地先 から 高松市上福岡町字下代720番10地先 まで	15.2~42.3	140	平成13年香川県告示第 765号及び平成14年香 川県告示第79号で変更 した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成22年7月27日